

県立希望が丘学園のあり方検討会

報告書（案）

令和5年 月

県立希望が丘学園のあり方検討会

目次

1.	はじめに	1
2.	高知県の社会的養護の状況	2
3.	県立希望が丘学園の状況	3
(1)	定員及び寮舎について	
(2)	入所児童の状況について	
(3)	学校教育について	
(4)	県立希望が丘学園における支援について	
(5)	検討の柱	
4.	現状、課題、取組の方向性	6
(1)	子どもの意見表明を支援する体制づくりについて	
(2)	心理的ケアを必要とする子どもへの支援について	
(3)	自立支援計画の策定と実施について	
(4)	退所児童への支援体制について	
(5)	子どもの生活環境の見直しについて	
5.	おわりに	18

1. はじめに

児童自立支援施設は、児童福祉法第44条に定める施設であり、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所（通所）させ、その自立を支援し、退所後の援助を行うことを目的としている。

児童自立支援施設への入所（通所）は、児童福祉法に基づく児童相談所の措置によるものと、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分の決定による入所措置があり、これらの役割から、児童福祉法において都道府県等に設置が義務づけられている。

また、児童養護施設や里親家庭、児童心理治療施設において、問題行動等により対応が困難となった入所（委託）児童を、児童自立支援施設に措置変更し支援を行う場合がある。

このように、児童自立支援施設は、非行児童及び非行傾向にある児童に対する家庭的・福祉的なアプローチを通して自立を支援する施設であるとともに、児童福祉の最後の受け皿という重要な役割を果たしている。

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先の原則が明記されたことを受け、平成30年7月の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の中で、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化に向けた取組を進めることができた。

これを受け、高知県においては、令和2年4月に「高知県社会的養育推進計画」を策定し、児童自立支援施設を含めた全施設における子どもの権利擁護のための取組や、施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組の推進、入所児童及び退所児童に対する支援の充実を図る取組を進めているところである。

また、近年、県立希望が丘学園に入所する子どもの多くが被虐待経験や発達障害等を有するなど、ケアニーズの高い子どもが増えている状況を踏まえ、個々の子どもの特性やニーズに応じた支援を提供できるよう施設の機能強化を図る取組が必要である。

こうした状況の変化に対応し、児童自立支援施設の高機能化及び多機能化のあり方や、その機能を確保するための施設整備について検討するため、令和3年11月に県において「県立希望が丘学園のあり方検討会」が設置された。

当検討会では、施設の現状・課題の整理や、目指すべき方向性について、4回にわたり検討を重ね、その結果を報告書として取りまとめた。

2. 高知県の社会的養護の状況

県内において、様々な事情により家庭で養育を行うことが困難であるなど、社会的養護が必要な子どもは約400名ほどおり、近年では、家庭と同様の環境における養育を推進するため、里親等への委託を進めている状況である。

【図表1】高知県の社会的養護の状況について（令和3年度末時点）

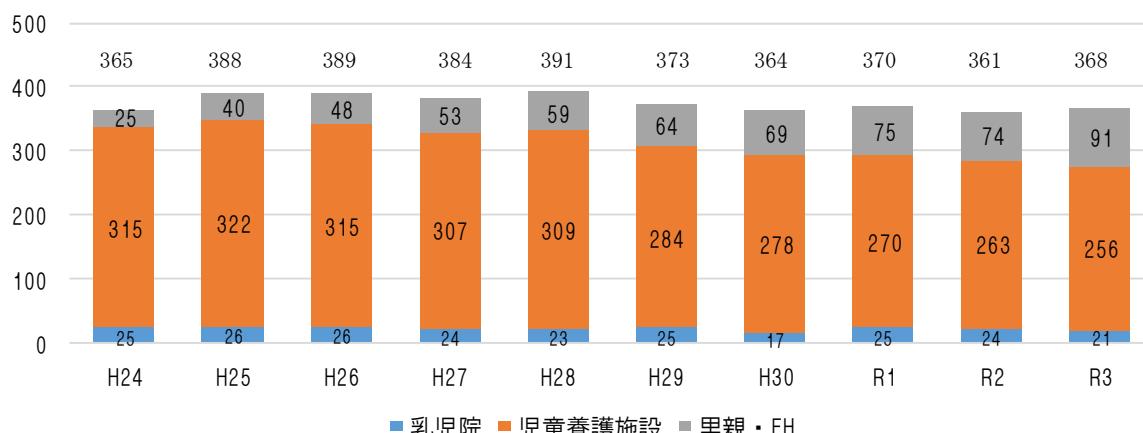
施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
施設数	1か所	8か所	1か所	1か所	2か所	2か所
定員	24人	376人	30人	40人	15世帯	11人
入所児童数	21人	256人	16人	21人	5世帯(13人)	7人

里親	区分	登録里親数	委託里親数	委託児童数
	養育里親	84世帯	34世帯	43人
専門里親		3世帯	0世帯	0人
養子縁組里親		23世帯	0世帯	0人
親族里親		29世帯	29世帯	39人
合計 (養育里親と養子縁組里親の重複を除く)		118世帯	63世帯	82人

ファミリーホーム	ホーム数	定員	委託児童数
	5か所	27人	9人

出典：令和3年度福祉行政報告例
自立援助ホームは子ども家庭課調べ

【図表2】社会的養護の推移



3. 県立希望が丘学園の状況

(1) 定員及び寮舎について

①定員について

- ・定員数：40名（男子28名、女子12名）
- ・寮舎数：男子 2寮舎（14名×2寮）、女子 1寮舎（12名×1寮）

②寮舎について

- ・昭和58年3月 現在の1、2寮を改築
- ・昭和59年2月 旧3寮、旧4寮を改築
- ・平成17年3月 旧3寮を一部改修のうえ、現在の3、4寮（男子寮）とし、
旧4寮を現在の5寮（女子寮）へ名称変更

(2) 入所児童の状況について

・入所児童数（年度末時点）

(人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
男子寮①	9	9	11	9	9	13
男子寮②	11	9	9	11	9	9
女子寮	11	9	11	8	8	8
合計	31	27	31	28	26	30

・学年別入所児童数（年度末時点）

(人)

	小学校						中学校			中卒	計
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3		
H30				1		2	4	9	10	5	31
R1				1	1	1	5	4	13	3	28
R2				1	2	2	3	8	4	6	26
R3				1		4	8	7	8	2	30

・主な入所理由（年度末時点）

(人)

	窃盜	恐喝・強盗	暴行	傷害	放火・ろう火	喫煙・飲酒	薬物乱用	金銭持出	粗暴	虚言・反抗	性的問題	家出・怠学	施設不適応	家族関係	計
H30	12		1		2		1			4		8	3	31	
R1	6		2		1	1	1			6		8	3	28	
R2	4		1					1		7		6	7	26	
R3	3		1					2		6	2	9	7	30	

・入所経路 (人)

	児童相談所による措置					家庭裁判所の決定による措置	計
	家庭	児童養護施設	他の児童福祉施設	里親家庭	ファミリーホーム		
H30	8	3				1	12
R1	6	1	2			2	11
R2	6	1			1	1	9
R3	12	1			1	1	15

(3) 学校教育について

- 平成 11 年 4 月、南国市立北陵中学校希望が丘学園分校設置
- 平成 12 年 4 月、南国市立岡豊小学校希望が丘学園分校設置

(4) 県立希望が丘学園における支援について

児童自立支援施設運営指針において、児童自立支援施設の支援のあり方の基本は、子どもを権利の行使の主体者として、一人ひとりの子どもの健全面で自主的な生活を志向しながら、子どもの自立を支援するための一定の「枠のある生活」とも言うべき保護・支援基盤が重要であるとされている。また、家庭的・福祉的アプローチによって、子どもの基本的信頼感の形成、社会性の発達など「育ち・育てなおし」を行うとともに、子どもと職員との間で信頼関係を深めながら、自立を支援していくとされている。

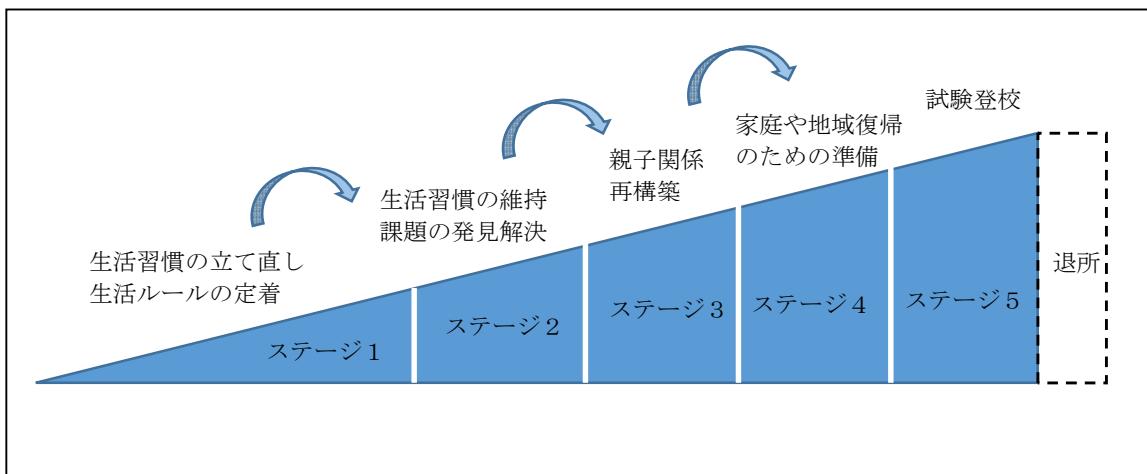
本施設では、子どもに安心・安定できる環境を提供し、「withの精神（子どもと共ににある精神）」のもと自立を支援することを基本理念とし、日常生活を通じた健全な人格形成や基本的な生活習慣の獲得、分校における学校教育と連携した学力の定着及び進路保障、家庭や地域の関係機関と協働した支援の展開を図っている。

具体的な支援方法として、平成 25 年度より「ステージ制」による支援システムを導入し、5 段階のステージにおいて支援を行っている。その中で、子どもが職員とともに「振り返りチェック表」(※) を用いて自分の行動を点数化し、達成状況を視覚化することで子どもの自己肯定感や達成感を育み、主体的・自主的に個々の抱える課題に対し改善を図れるようサポートしている。

今後、一人ひとりの子どもに応じたオーダーメイドの支援を行うためには、子ども自身や家族の意見・意向を十分に聴きながら、関係機関と協働してアセスメントを行い、施設退所後の生活を見据えた自立支援計画を策定する必要がある。このような自立支援計画策定のためのシステムづくりや、入所中からアフターケアまでの一貫した支援体制の構築に取り組む必要がある。

(※振り返りチェック表：身の回りの整理整頓や他者への言葉かけなど、日常生活や対人関係におけるスキル向上を目指すもの。)

【図表3】ステージ制支援について



(5) 検討の柱

県立希望が丘学園のこれまでの支援を活かしつつ、児童自立支援施設に対する社会的なニーズや入所児童の状況の変化に対応した、より専門性の高い支援を提供するため、インケアからアフターケアまでの支援のあり方や、それに伴う機能の強化及び環境整備について検討を行った。

【検討項目】

- ①子どもの意見表明を支援する体制づくりについて
- ②心理的ケアを必要とする子どもへの支援について
- ③自立支援計画の策定と実施について
- ④退所児童への支援体制について
- ⑤子どもの生活環境の見直しについて

4. 現状、課題、取組の方向性

(1) 子どもの意見表明を支援する体制づくりについて

論点：子どもの意見や意向を汲み取り、支援に反映できる仕組みづくり

【現状】

「高知県社会的養育推進計画」に基づき、施設等に入所する子どもの権利擁護については、子どもの意見聴取や、権利等に関する十分な説明を行うとともに、意見表明を支援するための第三者も含めた支援体制の構築等に取り組んでいるところである。

(取組の状況)

①「子どもの権利ノート」を使用した権利の説明

施設入所前に、児童相談所職員が「子どもの権利ノート」を配布し、自分が守られる権利や守るべき義務、権利が侵害された場合の意思表明の仕方等について説明している。

②苦情解決窓口の説明

施設入所当日に実施するオリエンテーションにおいて、施設職員が子どもや保護者に対し、苦情解決の窓口や対応の流れを説明している。

③第三者による面接の実施

令和3年3月より年1回、第三者委員が施設を訪問し、全ての入所児童に対し意見聴取を行っている。

④生活アンケートの実施

学園から子どもと保護者に対し生活アンケートを実施し、日頃の支援に関することや、子どもについては暴力等の被害の有無などについて把握を行っている。

⑤意見箱の設置

各寮内に1箇所ずつ（計3箇所）意見箱を設置している。

⑥学園職員による面接の実施

寮の職員等が子どもと個別に面接を行い、気持ちの聞き取りなどを行っている。

【課題】

○子どもの意見表明の確保にあたっては、子ども自身の評価やステージ制の進度に関連づけられない意思表示の機会を保障する必要があり、第三者的な外部の者が子どもの意見を聞き取るなど、意見表明を支援する仕組みの充実が必要である。

○生活アンケート等で把握した子どもの意見については、施設内の運営委員会で共有後、各委員会等で対応を検討し、子どもにフィードバックしているが、子どもの意見や意向を支援に反映するためには、子どもを交えて一緒に考える場を設けるなどの工夫が必要である。

- 入所児童の中には、職員と話している場面を他児に見られたり、会話の内容を聞かれることを心配して話ができない子どもや、自ら発信することが苦手な子どももいる。このような子どもの状況や特性等を考慮し、職員が子どもと面接を行う際は、子どもが周囲のことを気にせず安心して話ができる環境を設定することや、多角的な見方で意見を聞き取る方法を検討する必要がある。
- 子どもと生活を共にする職員だけでなく、家庭支援や自立支援など異なる立場で子どもの意見を聞き取る役割は重要である。

【取組の方向性】

- ①外部の者による意見の汲み取りについて
 - ・第三者委員による全ての入所児童への面接機会を増やし、子どもが意見を述べやすい環境の整備
- ②施設内における意見表明の機会について
 - ・生活アンケートについて、子どもの意見や意向を具体的に把握できるようにするため内容を改編
 - ・子ども自身が生活全般について自主的に考え、自己表現できるよう支援するため、各寮における定期的な「子ども会」の開催など、子どもを交えて話し合いをする機会の設定
 - ・子どもが安心して話をすることができるよう、職員による定期的な個別面接の実施や、子どもの状況等に応じた面接者の選定、周囲の子どもに配慮した面接環境の整備

(2) 心理的ケアを必要とする子どもへの支援について

論点：①子どもの背景や特性等を踏まえ、個々の子どもに応じた心理的ケアを組織的に行える体制づくり
②心理的、医療的ケアが必要な子どもに対する関係機関と連携した支援体制づくり

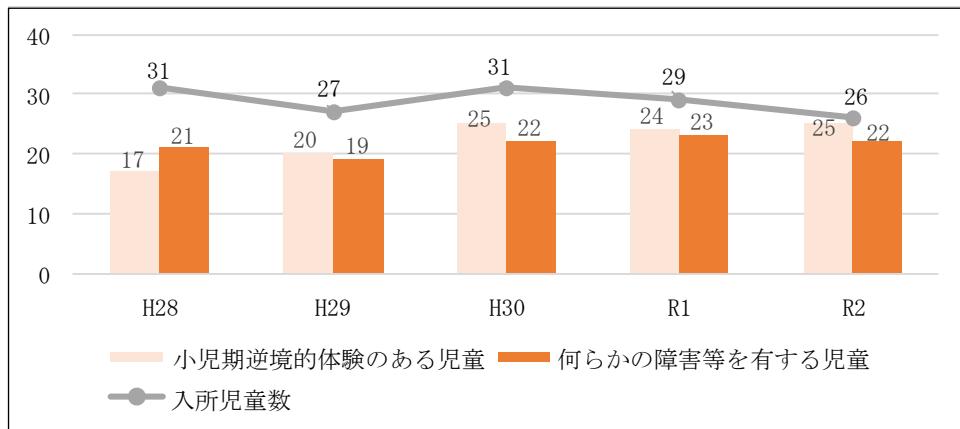
【現状】

入所児童の多くは非行問題を有する子どもであるが、近年は、窃盗等を主訴とする入所は減少しており、性的な問題や家族関係の不調を主訴とするケースが増えている。

また、入所児童のうち、小児期逆境的体験（※）のある子どもや、発達障害や精神疾患、知的障害のある子どもなど、ケアニーズが高く専門的な支援が必要な子どもの割合が高くなっている。

このため、入所児童の約半数が精神科等における治療が必要な状況であり、医学的視点を含めたアセスメントや医療機関と連携して支援を行う体制づくりが求められている。
 (※小児期逆境的体験：被虐待体験、DV被害、親との別離、家族のアルコールや薬物依存、家族の服役等)

【図表4】入所児童の状況（重複あり）



(取組の状況)

①日常の生活支援

入所児童の中には、基本的生活習慣の確立や規範意識の乏しさが課題である子どもも多いため、将来の自立生活のための知識経験の獲得を目指した生活指導を行っている。その際、個々の児童の発達段階や課題等を考慮した関わりを行うことや、子どもと職員が「振り返りチェック表」等を活用し、日々の成長を共有することを通して自己肯定感や達成感を育むなどを支援の基本としている。

②個別支援について

施設や分校生活において、他者への暴言や暴力等行動上の問題が発生した場合には、問題の背景や要因等をアセスメントし、子どもの課題解決に向けた支援を行うため、一時的に集団生活と切り離し個別的な支援を行う場合がある。

個別支援の実施にあたっては、その必要性や日数を十分に考慮したうえで、寮の職員や心理療法担当職員が協働して子どもの状況に応じたケアプランを作成し、組織的な決定のもと、支援内容を子どもに説明のうえ実施している。その上で、職員が子どもの気持ちを丁寧に聞き取りながら、問題の背景にある事柄への気づきを促し、感情の表現方法や他者との関わり方などについて一緒に考える時間を設けている。

③心理的ケアについて

施設には、心理療法担当職員が1名配置されており、個々の子どもの状況に応じて心理支援プログラムに基づいた支援を行っている。具体的には、各児童の主訴に焦点を当てた面接や心理教育、心理検査等を用いた心理アセスメントの実施により、各児童の状況を分析し、その結果を子どもや保護者、関係職員へフィードバックしている。

また、日常的に寮の職員等と子どもの状況を共有するとともに、自立支援計画の策定や見直しの際には、施設・分校の職員と協働して評価を行っている。

④医療機関との連携について

医療的ケアが必要な子どもが増えている状況を受けて、子どもの通院時の相談に加え、必要に応じて、高知大学医学部を拠点病院とした子どもの心の診療ネットワーク事業を活用した医療機関とのケース会議を実施し、医学的な視点から助言を受ける機会を設けている。

【課題】

- 入所児童の中には、被虐待体験や不適切な養育により情緒・行動面や認知面等において深刻なダメージを受けていることや、発達特性に対する適切な支援を受けられていないことなどによる影響から日常生活や対人関係において様々な問題が生じているケースがある。このような育ちのある子どもについて、多角的な視点から行動の背景等を捉え、職員間の綿密なカンファレンスに基づく、施設全体の共通理解を図る仕組みづくりが必要である。
- 入所時点において医学的視点も踏まえたアセスメントを実施する仕組みや、心理的、医療的ケアが必要な子どもについて、教育・福祉・医療等が参画した事例検討会の実施など、各専門分野が連携して支援を行う体制づくりが必要である。
- 生活場面においても特別支援教育の要素を取り入れ、子どもに応じて視覚支援を行うなど、分校における特別支援教育と連動した生活上の支援を検討することが望ましい。
- 被虐待体験や発達障害などを背景とする課題に対し、心理治療的な観点から支援の必要性がある子どもに対しては、児童相談所や児童心理治療施設と連携して支援を行う必要がある。
- 入所児童の半数以上が医療機関に受診している状況を踏まえ、医療機関との連絡調整や通院時の同行支援、日常の服薬管理などを適切に行える体制づくりが必要である。

【取組の方向性】

①組織的な支援体制づくりについて

- ・全ての子どもの支援内容の検討にあたっては、施設職員全体が各寮の枠を超えて意見交換を行い、多方面から検討を行う仕組みの構築
- ・児童相談所と連携した定期的な学習会や事例検討会を通して、施設全体で子どもの理解を深め、トラウマインフォームドケア（※）の視点をもって支援に取り組む体制の構築
- ・県内の児童心理治療施設との合同の勉強会や意見交換会を実施などにより、職員の専門性の向上を図るとともに、他施設のノウハウを取り入れながら、心理的ケアが必要な子どもに対する専門的な支援体制を強化

②関係機関と連携した支援体制づくりについて

- ・自立支援計画の策定及び見直しの際に、児童相談所と施設が協働して子どもの心理アセスメントや支援状況の評価を行う体制づくり
- ・入所当初から医療機関と事例検討会を実施し、医学的な視点を踏まえたアセスメントを行う仕組みづくり
- ・心理治療が必要な子どもの児童心理治療施設への通所など、児童心理治療施設と連携した個別支援の充実

（※トラウマインフォームドケア：子どもが示す行動を問題行動ではなく、過去の傷つき体験の影響、トラウマ反応として理解するアプローチ）

（3）自立支援計画の策定と実施について

論点：①多角的な視点を踏まえたアセスメントを行う仕組みづくり

②子どもや保護者の参画に基づく自立支援計画の策定

③自立支援計画と連動したステージ制支援の実施

【現状】

施設入所後2か月以内に、寮の担当職員や心理療法担当職員が協働して、心理面接や生活場面における観察結果等を踏まえたアセスメントを行うとともに、施設全体で支援目標や支援方法等を協議のうえ自立支援計画を策定している。その際、子どもの意向を反映した目標設定となるよう、寮の担当職員が個別に子どもの意見を聴取している。自立支援計画策定後は、半年以内に支援状況を組織全体で評価し、計画内容の見直しを行っている。

【課題】

- 様々な背景や発達特性などのある子どもが、退所後、自己肯定感や自尊感情を持って自立した社会生活を送れるようにするために、退所後の具体的な生活と結び付いた支援を実施していくことが重要である。このため、福祉、教育、医療等の視点も踏まえた総合的なアセスメントに基づき、子どもの発達の状況や能力面等を把握したうえで、一人ひとりの課題やニーズに応じた自立支援計画を策定する必要がある。
- 子どもが生活全般に対して主体的に取り組めるためには、子ども自らが意見や意向を表明し、取組内容について自己決定ができるプロセスが重要と考えられる。このため、個々の子どもの発達などの状況に応じて、適切に情報提供をしたり、分かりやすい方法で説明するなど、子どもの意見・意向を聴取するための具体的な仕組みづくりが必要である。例えば、「子どもの強さと困難さアンケート」などのツールを子どもと一緒に活用し、行動面や情緒面、社会性等の側面から、子ども本人の困り感を把握したり、気持ちを引き出すことなども有効である。
- 子どもの課題に着目するだけではなく、意見聴取等から得られた子ども自身の得意なことや頑張りたいことを明確にするとともに、その目標に対して保護者や関係者がどのように支援を行うのかを、子どもも含めて共有できることが重要である。
- 子どもが早期に家庭復帰できるようにするために、保護者や家族の抱える課題等に対する支援が重要であり、可能な限り、施設と家族が協力して子どもの支援に取り組める関係性を構築する必要がある。保護者の中には、様々な生い立ちや課題を抱え、子どもの施設入所に対して困惑したり、傷つき体験となっている場合がある。このような保護者に対し、施設職員はその気持ちに寄り添い、生い立ちや困りごとを話せる関係性を構築することが重要であり、その関係性を通して、保護者自身の振り返りや子どもの自立支援計画策定への参画につながるものと考えられる。このため、保護者や家族の意向等を十分に聴取するとともに、保護者と共に、保護者の果たす役割や具体的な取組内容について共有する機会を設けることも必要である。
- 施設において、一人ひとりの子どもの成長発達と自立に向けて一貫性のある支援を行うことが極めて重要であり、退所後においても、子どもの状況に応じて、こうした支援が途切れることなく連続して行われる仕組みを確立する必要がある。しかし、施設内で生活全般や教育が完結する児童自立支援施設の基本的な性質上、子どもと地域社会とのつながりが希薄になり、退所後、地域における支援が継続されにくいといった課題がある。このため、地域の関係機関に対して施設の支援について理解を深めもらう取組や、子どもや保護者が地域の支援者と関係構築を図れるよう支援する取組を行うなど、地域共生社会づくりと連動した施設のあり方を目指していくことが求められる。
- 施設におけるステージ制支援は、ステージごとの共通目標が設定されており、子どもがステージ目標を達成しながら家庭復帰を目指すシステムであるが、自立支援計画と連動しておらず、子どもの状況に応じた支援制度に見直す必要がある。

【取組の方向性】

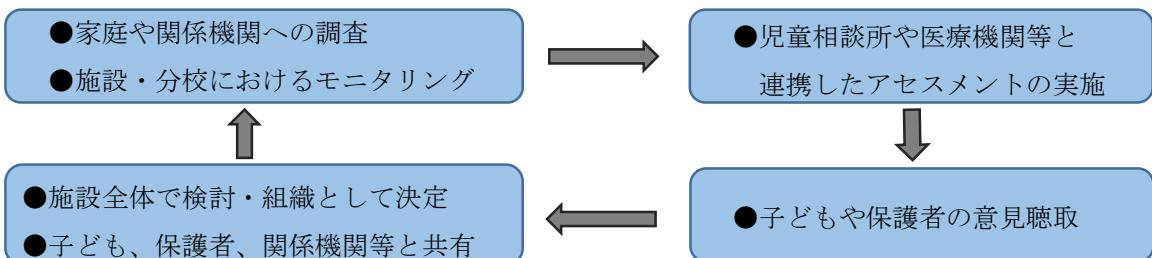
①多角的な視点を踏まえた総合的なアセスメントの実施について

- ・自立支援計画の策定・見直しの際に、児童相談所や医療機関等とケース会議を実施するなど、多職種が連携してアセスメントを行う仕組みの構築

②子どもや保護者等の参画に基づく自立支援計画の策定について

- ・寮の職員や心理療法担当職員が連携し、子どもの発達の状況や能力面等を踏まえ、個々の子どもに応じた意見、意向の聞き取りの実施
- ・計画策定の過程で、保護者の気持ちや意見を十分に聞き取る面接機会の確保
- ・施設入所後早期から、原籍校や市町村の保健・福祉・教育等の担当部署と支援内容の共有を行い、子どもや家庭への連携した支援を実施することを通して、入所中から退所後までの一貫した支援を行う体制の構築

<自立支援計画の策定及び見直しのイメージ>

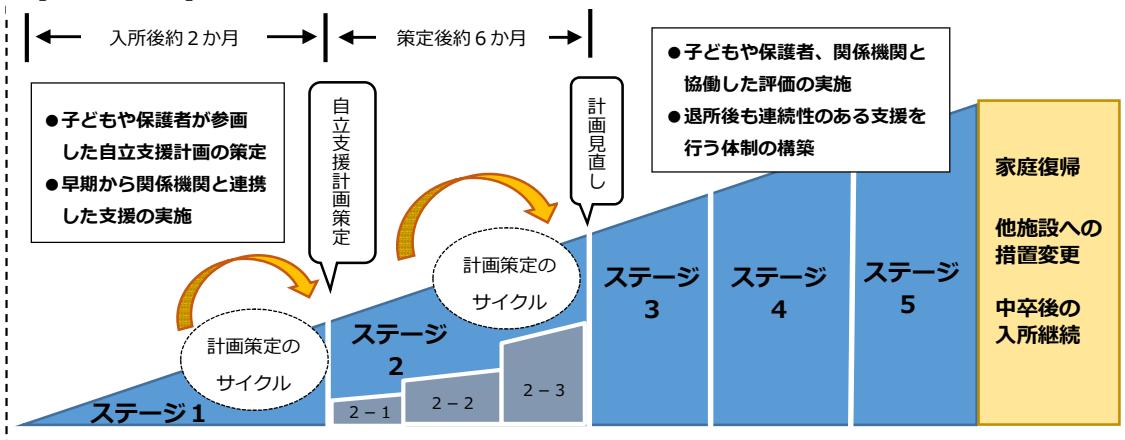


③自立支援計画と連動したステージ制支援について

<新しいステージ制支援のあり方>

- ・個々の子どもの自立支援計画と連動したオーダーメイドのステージ制に見直しとともに、各ステージの達成状況等を子どもや保護者、関係機関と協働で評価する仕組みに改善
- ・施設入所後早期から、関係機関と協働して子どもや家庭への支援を行い、退所後も、施設と地域の関係機関による支援ネットワークのもと継続した支援を実施

【イメージ図】



(4) 退所児童への支援体制について

論点：義務教育終了後の継続した自立支援の実施

【現状】

平成 28 年から令和 2 年の間に本施設を退所し、家庭復帰又は児童養護施設等へ入所した子どもは 60 名であり、平均的な入所期間は、1 年以上 1 年 6 か月以内であった。

退所児童の進学・就職の状況については、60 名のうち 58 名が退所直後又は出身校復学後に進学・就職をしているが、高校へ進学した子どものうち約 5 割が退学し、就職した子どもについては約 9 割が退職している状況である。

進学・就職が継続しない背景には、入所期間が短く支援が完了していない状態で家庭復帰している場合や、「ステージ 5」まで達成し退所しているが、家庭復帰後に親子関係の不調や、学校での勉強のつまずき、友人関係の問題等から安定した生活を送ることが難しくなる場合があることが考えられる。

(取組の状況)

施設内における支援は義務教育終了までを目途に実施しており、退所を控えた子どもについては、地域での生活に向けて、家庭等での生活訓練や家庭から出身校への通学支援を行っている。また、支援のステージが上がるタイミングや、施設を退所する前には関係機関を交えたケース会議を実施し、支援体制の構築に向けた検討を行っている。

施設退所後は、18 歳に到達するまでの期間、職員が家庭訪問等により状況を確認し、必要に応じて相談支援を行うなど、アフターケアを実施している。

【図表 5】退所児童の進学・就職の状況 (人)

	H28	H29	H30	R1	R2
家庭復帰	16	7	11	7	8
他の施設等へ入所	1	0	2	5	3
進学者	14	4	10	11	10
退学	7	4	6	6	3
就職者	3	3	3	0	0
退職	3	3	2	0	0

【退所児童へのアンケート調査結果】

(平成30年から令和2年の退所児童うち、連絡先が把握できた31名へ調査し、14名より回答あり)

○施設退所前に心配だったこと

- ・「学校生活や仕事」「友人との関係」が最もも多い回答結果

○退所後にサポートしてほしい場面

- ・「学校や仕事が上手くいかないとき」「住居探しや求職活動のとき」等の回答あり

○必要だと思われる支援

- ・「一定期間学園で生活しながら、高校生活に慣れていたかった」「退所後、定期的に学園職員による面会や連絡をしてほしい」との回答あり

【課題】

○施設退所後の進学・就職の状況等を踏まえると、段階的に社会生活への適応を図れるようサポートすることが重要であることから、義務教育を終了した子どもに対しても引き続き施設または地域において支援を行う体制が必要である。その場合、個々の子どもの状況やニーズに対応するため、民間と連携した支援体制について検討が必要である。

○施設退所後に家族関係の不調等から家庭での生活が困難になった場合や、子ども自身の生活の立て直しが必要な場合などは、一時保護又は短期入所により、施設において支援を行える体制が必要である。

○入所中から退所後まで子どもや家庭に対する支援を一貫して行うためには、日々のケアワーカーとは異なる立場で専門的に関わられる職員の配置が必要である。

【取組の方向性】

○施設の家庭支援専門相談員等が地域の関係機関と連携し、定期的な訪問等を通じた在宅支援の実施

○施設退所後、地域の自立援助ホームや分園型小規模グループケア等を利用し、施設のサポート体制のもと、引き続き生活支援や通学・通勤の支援を行う体制の構築

○高校生活等新しい環境への適応を図ることを支援するため、施設の敷地内において中卒児童を支援できる環境を整備し、一定期間通学等の支援を行える体制の構築

○施設退所後も必要に応じて一時保護の受け入れや、短期入所による支援を行える体制の整備

○施設の敷地外において、小規模のグループによる家庭的な養育環境のもとで地域生活を支援する、施設と民間が連携した支援体制の整備

(5) 子どもの生活環境の見直しについて

論点：子どもの状況やニーズに適合した施設整備のあり方

【現状】

本施設の1、2寮は、昭和58年の改築後40年経過しており、3～5寮については、昭和59年の改築後39年が経過していることから、設備等について老朽化が著しく、各所で修繕が必要となっている。

各男子寮の定員は14名、女子寮は12名であり、居室の定員は2～4名の設定となっている。また、各寮ともにデイルーム1箇所、浴室1箇所、共同トイレを設置している。

各寮の職員体制については、平成17年に住み込み体制から通勤交替制へ変更し、平成20年から男子寮6名、女子寮5名の職員体制としている。

【課題】

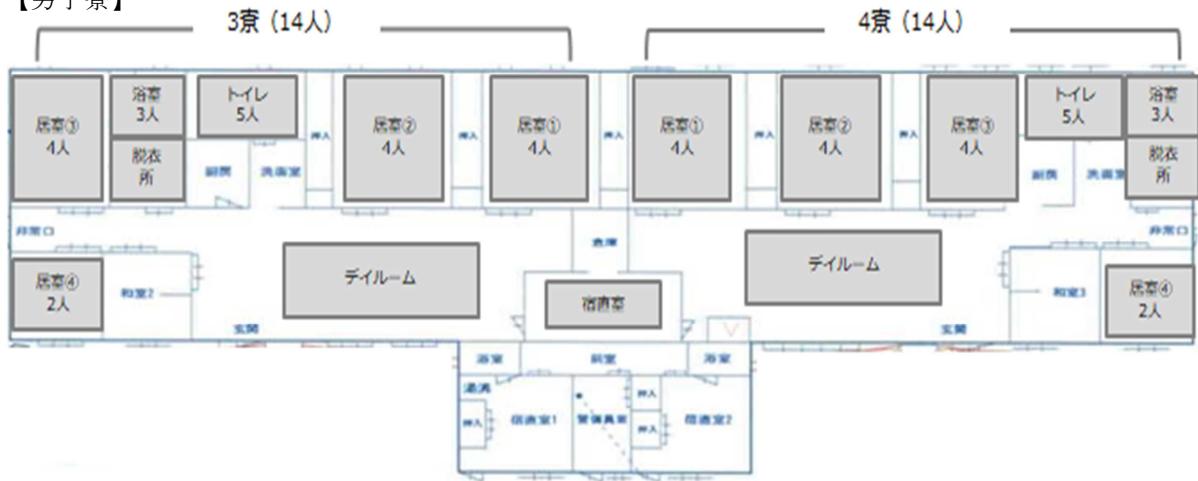
- 被虐待経験のある子どもや、感覚過敏が強い子どもなど、入所児童の背景や特性を十分に考慮するとともに、子どもの人権が守られ、子どもに安心感・安全感を与えられる空間設計が必要である。このため、子どもの居室については個室を設けることや、居室以外で気持ちを落ち着けられるクールダウン室を設置するなどの配慮が必要である。
- 子どもが居室で安心して過ごせ、職員も外から子どもの安全を見守れるよう、居室の遮音性や扉の目隠しなど、部屋の構造や壁の材質などは検討が必要である。
- リビングでテレビを見ると騒がしさや他児に影響を与える場合があるため、移動可能なパーテーションを設置し、クールダウンスペースを確保するなど、リビングや食堂など広いスペースの活用方法についても検討が必要である。
- 現在の寮は共同トイレであるため、複数の子どもが同時にトイレを使用することもあり、プライバシーに配慮した構造が必要である。
- 子ども間のトラブルや性的な問題行動等を防止するためにも、居室や浴室、事務室等の部屋の配置については配慮が必要である。
- 職員の体制上、病気に罹患した子どもを離れた別寮で療養させることは困難であるため、生活している寮内の空き部屋を療養室とし、浴室、トイレは他の児童と共有せざるを得ない状況が生じている。また、子どもと職員が居室以外で面接する場合は、その都度寮内の空き部屋を使用している状況であるため、子どもの状況に対応できる環境を整える必要がある。
- 子どもの早期の家庭復帰を目指すためには、家族関係の調整や保護者等に対する養育支援が重要であるため、子どもと家族が施設職員に相談したり、必要な支援を受けながら一緒に過ごせる、宿泊可能な環境を整備する必要がある。

○義務教育を終了した子どもを引き続き支援できる環境整備が必要である。また、施設から高等学校等へ通学する場合などは、高校生と学齢児童が快適に過ごせるよう、生活スペースを分けるなどの配慮が必要である。

○子どものケアや育て直しは、側にいる大人による日々の関わりが重要であるため、一人ひとりの子どもに対し、きめ細やかな支援を行えるよう、施設の定員設定や、職員の配置については十分に検討する必要がある。

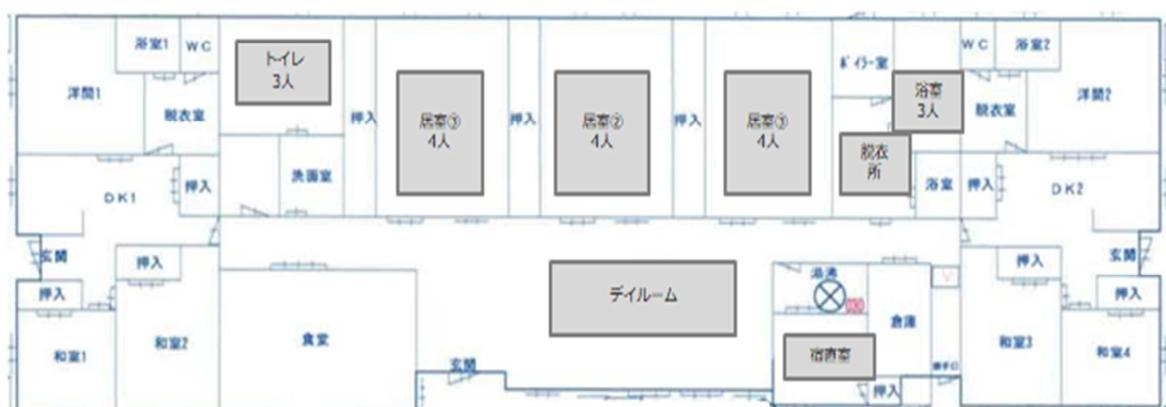
【図6】現在の男子寮・女子寮の平面図

【男子寮】



【女子寮】

5棟 (12人)



【取組の方向性】

<定員規模>

○環境整備にあたっては、被虐待や発達障害等を背景とするケアニーズの高い子どもの入所が増えていることや、高知県社会的養育推進計画の進捗状況などを踏まえ、中長期的な観点から適切な定員規模となるよう検討

<寮のコンセプト>

○家庭的な雰囲気の中で、ケアニーズの高い子どもへ対応できる小規模なユニット形態によるケアの実施

- ・個々の子どもに応じたきめ細やかな支援を行うことができる少人数の定員設定
- ・居室の個室化やユニット全体を見渡すことができる職員室の配置
- ・子どもが居室以外で落ち着いて過ごすことができるクールダウン室の設置
- ・子どもが周囲を気にせず、職員に対して個別に相談や面接が行える環境の整備
- ・子どもが相互に交流できる場や、ユニット内で生活が完結できるよう必要な設備を整えた環境の整備
- ・プライバシーに配慮された浴室、トイレの配置や構造

○親子支援や自立に向けた支援等を行える環境の整備

- ・家庭復帰を目指し、保護者が宿泊しながら子どもと交流できるスペースの確保
- ・キッチンや浴室、トイレ等を備えたワンルームを設けるなど、退所を控えた子どもが自立訓練を行える環境の整備
- ・病気に罹患した場合など、集団から離れて落ち着いて療養等ができる環境の整備

5. おわりに

児童自立支援施設には、被虐待経験や発達障害特性のある子どもなど、ケアニーズの高い子どもの状況に応じたより専門性・個別性の高い支援が求められているとともに、子どもの最善の利益を考慮した家庭的な養育環境の整備など、施設の高機能化及び小規模化、多機能化に向けた取組を推進していくことが必要である。

希望が丘学園においては、様々な背景を抱えた子どもへの深い理解や信頼関係の構築を基盤にした日々の養育や専門的な支援を通して、子どもの自立を促し、社会に送り出す役割を担うとともに、他の施設等で支援が困難となったケースを受け入れる最後の砦として重要な役割を果たしているといえる。

今後は、これまで培ってきた専門的な知識・技術に加え、本報告書の内容を踏まえた具体的な取組を展開していくことを通して、より施設としての機能強化を図ることが望まれるとともに、県内の他の児童福祉施設等に対し、その専門性を活かした援助を実施するなど、社会的な要請にも応えていくことが期待される。

このため、県は、本検討会において明らかとなった社会的養育に関する課題に対して具体的な取組を行うとともに、本報告書に基づき、引き続き施設整備や体制について具体的な検討を進めていく必要がある。

参考1 県立希望が丘学園のあり方検討会開催経過

回数	日程	内容等
第1回	令和4年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選任について ・主な論点について ・高知県の状況について ・県立希望が丘学園の現状及び課題について
第2回	令和4年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び家庭への支援について
第3回	令和4年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び家庭への支援について ・高機能化及び多機能化について
第4回	令和4年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・高機能化及び多機能化について ・児童の環境改善について
第5回	令和5年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・あり方検討会報告書（案）取りまとめ

参考2 県立希望が丘学園のあり方検討会委員名簿

委員名	役職名
川崎 育郎	高知県立大学名誉教授
是永 かな子	高知大学教職大学院教育研究部 人文社会科学系教育学部門教授
高橋 秀俊	高知大学医学部 児童青年期精神医学特任教授
◎ 谷本 恭子	児童家庭支援センター高知ふれんどセンター長
橋本 和明	国際医療福祉大学赤坂心理・医療福祉マネジメント学部教授
● 福留 利也	社会福祉法人 土佐希望の家 常務理事
宮上 佳恵	弁護士

●：会長 ◎：副会長

県立希望が丘学園のあり方検討会設置要綱

(設置の目的)

第1条 ケアニーズの高い子どもへの支援などを含めた施設の高機能化及び小規模化・多機能化等のあり方を検討するため、県立希望が丘学園のあり方検討会（以下「あり方検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 「あり方検討会」は次の事項について検討を行うこととする。

- (1) 児童及び家庭への支援
- (2) 高機能化及び多機能化
- (3) 児童の環境改善

(委員の構成)

第3条 「あり方検討会」は、委員7名で構成する。

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

- 2 会長は、会務を統括し、「あり方検討会」を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見等を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。

(庶務)

第7条 「あり方検討会」の庶務は、子ども・福祉政策部子ども家庭課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、「あり方検討会」の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年11月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

<問い合わせ先>

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県子ども・福祉政策部 子ども家庭課

TEL : 088-823-9655 FAX : 088-823-9658

E-mail : 060401@ken.pref.kochi.lg.jp